

## 居宅介護支援 体制加算等届出添付書類

### 【提出期限】

加算算定月の前月 15 日まで（15 日が休日の場合は直前の開庁日まで）【必着】

※書類の届出が締切日を過ぎた場合、翌々月以降の算定開始になります。

### 【体制届に必要な書類】

1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）
2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1 - 1 - 2）
3. 添付書類（下記の添付書類一覧に記載されている書類を添付してください。）

介護給付費算定に係る体制等	添付書類
ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	・添付書類なし
特別地域加算	・添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	・添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	・添付書類なし
特定事業所集中減算	・特定事業所集中減算算定表 ※詳細については、別途ホームページをご確認ください。
特定事業所加算（Ⅰ～Ⅲ） 特定事業所加算（A）	<p>【加算Ⅰ～Ⅲを算定する場合】</p> <p>・特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 （別紙 3 6）</p> <p>【加算 A を算定する場合】</p> <p>・特定事業所加算（A）に係る届出書（別紙 3 6 - 2）</p> <p>【加算Ⅰ～Ⅲ及び A 共通】</p> <p>・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・主任介護支援専門員の資格者証の写し ・介護支援専門員証（顔写真付きのもの）の写し</p>
特定事業所医療介護連携加算	・特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 （別紙 3 6）
ターミナルケアマネジメント加算	・特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 （別紙 3 6）

※ 必要な添付書類については、今後添付書類の追加をお願いすることがあります。